

# 令和7年度介護職 PR パンフレット作成等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、茨城県が実施する介護職 PR パンフレット作成等業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

## 2 事業概要

### (1) 目的

介護職は、3K（きつい、汚い、危険）のイメージが強いことから、これから将来の職業等を考える中学生等を対象に、介護職の仕事ややりがいなどを掲載したパンフレットを作成・周知することにより、介護職への理解を促進し、関心を高めることを目的とする。

### (2) 配布対象

県内の中学1年生及び教諭

（併せて、県内の高等学校等にも一定部数を配布）

### (3) 委託業務内容

別添「令和7年度介護職 PR パンフレット作成等業務委託仕様書」のとおり。

ア 介護職 PR パンフレットの作成・配布

イ Web アンケート作成、アンケート用紙配布、アンケート結果の取りまとめ

ウ チラシの作成・配布

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。

## 5 委託料

2,513,494 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

## 6 応募方法等

### (1) 提出書類

①令和7年度介護職 PR パンフレット作成等業務委託応募申請書（様式第1号）

②令和7年度介護職 PR パンフレット作成等業務委託企画提案書（様式第2号）

※以下の内容を盛り込むこと。

・表紙デザイン（イメージ） 1点

・主なデザイン変更案 1点

③令和7年度介護職 PR パンフレット作成等業務委託経費積算書（様式第3号）

④応募資格等確認用書類 ※証明書等は、申請日前3月以内に交付されたものとする。

ア 応募資格誓約書（様式第4号）

イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの

⑤事業実績書（様式第5号）

⑥その他提案事業の参考となる資料（様式第6号）

⑦会社概要書（様式第7号）

### (2) 提出部数及び提出方法

5部（正本1部、副本4部）

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

### (3) 提出期限

令和7年9月4日（木） 午後5時まで（必着）

### (4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉人材・指導課 人材確保グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3197 FAX：029-301-3179

E-mail：fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

### (5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。

- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。
- ・書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- ・企画提案は審査基準を踏まえた内容とすること。

## 7 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年8月28日（木） 午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

次の電子メールアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部福祉人材・指導課人材確保グループ担当宛に提出すること。

なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

E-mail : fukushi8@pref. ibaraki. lg. jp

FAX : 029-301-3179

### (3) 提出書類

質問書（様式第9号）

### (4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

## 8 審査

### (1) 審査方法

①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。

②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。

なお、必要に応じて、ヒアリングを行うことがある。

### (2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

### (3) 審査基準

審査項目	審査基準	重点 ・ 最重点
全体構成 ・ 企画力	・介護職、業務目的について十分理解した提案となっているか。	重点
	・中学生向けに介護職の魅力をPRするための工夫がされているか。	最重点
	・デザインは絵、写真、グラフ等を活用し、理解しやすい内容となっているか。	重点
	・介護業界の発展性や将来性をPRする工夫をしているか。	重点
	・積算は妥当なものか。(費用対効果は適切か)	—
業務遂行力	・実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか。	—
	・同種・類似事業の実績はあるか。	—

#### 9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

#### 10 その他留意事項

- ・事業の成果は茨城県に帰属する。
- ・受託者は、個人情報取扱いには厳重に注意し、漏洩や滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- ・受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。